

令和4年度滋賀県立高等学校入学選抜特別追検査要項

【全日制の課程および定時制の課程】

1 特別追検査

入学許可予定者数が募集定員に満たない場合は、次のとおり特別追検査を行うものとする。

- (1) 特別追検査定員は、学科または科の募集定員から入学許可予定者数を減じた数とする。
- (2) 対象者 新型コロナウイルス感染症に感染またはその疑いがある理由で一般選抜における学力検査等（以下、「本検査」という。）および追検査または二次選抜の受検が、学力検査の全ておよび面接（実施校のみ）または実技検査（実施校のみ）の全て、もしくはその両方ともできなかった者の中で、特別追検査の受検を希望する者。
- (3) 出願期日 受検希望者は、令和4年3月29日(火)の午後3時までに、(4)の出願手続に従い必要な書類を提出すること。
- (4) 出願手続
 - ア 特別追検査の受検を希望する志願者は、中学校長を経由して、以下に掲げる書類を出願先高等学校長に提出しなければならない。ただし、出身中学校がない場合は、出願先高等学校長に直接提出すること。
 - (ア) 特別追検査受検願書
 - (イ) 特別追検査受検願書（学校出願） 学校出願をする志願者にあつては、(ア)に代えて学校出願入学願書によるものとする。
 - (ウ) 受検票
 - (エ) 病院等が発行する診断書等、追検査または二次選抜を受検できなかった理由が明確に分かるもの。
 - イ 中学校長は、志願者が当該県立高等学校を志願していることを確認し、提出された書類の内容を審査のうえ、特別追検査出願者一覧表2通、個人調査報告書および成績一覧表（ただし、推薦選抜、特色選抜、スポーツ・文化芸術推薦選抜、一般選抜で出願があった県立高等学校へは不要とする。）を作成し、志願者から提出された書類とともに出願先高等学校長に提出するものとする。
 - ウ 出願手続きは、出願先高等学校で行うものとし、郵送による手続は認めない。
 - エ 中学校長から特別追検査の受検希望の報告を受けた高等学校長は、すみやかに県教育委員会（高校教育課）に報告し、特別追検査の受検の可否について協議しなければならない。協議終了後、高等学校長から中学校長を通じて志願者に連絡するものとする。
- (5) 検査期日等
 - ア 検査期日は、令和4年3月30日(水)とする。

検査時間	
(ア) 全日制の課程および定時制の課程（昼間）	
9：00 ～ 9：20	出欠調査、一般注意
9：20 ～ 9：30	休憩
9：30 ～	面接および作文
(イ) 定時制の課程（夜間）	
14：00 ～ 14：20	出欠調査、一般注意
14：20 ～ 14：30	休憩
14：30 ～	面接および作文
 - イ 特別追検査においては、面接および作文を出願者全員に対して行う。

なお、一般選抜または二次選抜において実技検査を実施する場合は、特別追検査においても実技検査を実施することができる。
 - ウ 受検場は、出願先高等学校とする。
- (6) 選抜の方法 出願先高等学校長は、個人調査報告書、面接および作文の結果を資料として、高等学校教育を受けるに足る者を選抜し、入学許可予定者を決定するものとする。
- (7) 入学許可予定者の発表 入学許可予定者の発表は、令和4年3月31日(木)に、出願先高等学校において行うものとする。

2 その他

この要項に定める以外のことについては、令和4年度滋賀県立高等学校入学選抜要項による。